

野田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第244号

野田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱等の一部を改正する告示

(野田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正)

第1条 野田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成13年野田市告示第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「保育士」の次に「（千葉県の区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

(野田市病児・病後児保育実施要綱の一部改正)

第2条 野田市病児・病後児保育実施要綱（平成15年野田市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「、保育士」の次に「（千葉県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

(野田市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部改正)

第3条 野田市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成16年野田市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「保育士」の次に「（千葉県の区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

(野田市子育て支援総合コーディネート事業実施要綱の一部改正)

第4条 野田市子育て支援総合コーディネート事業実施要綱（平成17年野田市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「保育士」の次に「（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

(野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の一部改正)

第5条 野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成

18年野田市告示第46号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「保育士」の次に「(千葉県の区域に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加える。

(野田市私立保育所等保育士待遇改善事業補助金交付要綱の一部改正)

第6条 野田市私立保育所等保育士待遇改善事業補助金交付要綱(平成29年野田市告示第175号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士

(野田市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第7条 野田市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱(平成31年野田市告示第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号アからエまで以外の部分中「該当する保育士」の次に「(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同号ア中「保育士試験」の次に「(千葉県の区域に係る法第18条の28に規定する地域限定保育士試験を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。